

入札に際しての注意事項

- 1 入札書には入札価格、入札者の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じ。）を記入してください。また、入札書には内訳書の添付を要します。なお、入札者が外国業者の場合の記名、押印は、署名をもって代えることができます。
- 2 入札者（代理人による入札の場合の代理人を含みます。以下同じ。）は、入札書を封筒に封入の上、氏名、住所、工事名又は物件名等を表記し、自ら持参してください。
- 3 代理人が入札する場合は、次により取り扱うものとします。
 - (1) 代理人が、入札者本人の住所、氏名が記載され、届出印による押印がある入札書により入札する場合は、委任状は必要としません。
 - (2) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書の持参前に委任状を提出してください。この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載のうえ右代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ押印してください。
- 4 開札は、入札者の立合いのうえ、入札後ただちに行い、予定価格の範囲内で最低価格で入札した者を落札候補者とします。
- 5 落札候補者となるべき者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 6 予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者が二人以上ある場合は、ただちにくじで落札候補者を決定します。なお、くじを引かない者がある場合は、その者に代わり入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。
- 7 次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が本院の規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。（やむを得ない場合を除く。）
 - (7) 入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - (8) 入札書に錯誤があったとき。ただし、落札者決定後に錯誤が認められた場合は、有効札として取り扱います。
 - (9) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (10) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
 - (11) その他入札の執行を妨げたとき。
- 8 次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。ただし、再度入札には参加できます。
 - (1) 金額又は重要な文字を訂正したとき。
 - (2) 住所、氏名又は押印を欠く入札をしたとき。
 - (3) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札をしたとき。

- (4) 入札内訳書を提出しないとき。
- (5) 入札内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- (6) 入札内訳書に一括値引き、減額の項目が計上されているとき。
- (7) 入札内訳書に記載すべき項目が欠けているとき。

9 入札参加予定者が入札参加を辞退する場合、入札前にあってはその旨を入札実施所属に連絡してください。入札中にあってはその旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとします。なお、入札を辞退した者は、引き続き実施される再度の入札に参加できません。

10 本件入札は入札品目ごとの単価契約です。また、品目ごとに購入見込量に単価を乗じて得た金額の合計額をもって入札し、落札者を決定するものとします。